

ヨーロッパ会社(SE)創出の歴史

海道 ノブチカ

I 序

ヨーロッパ会社法が2001年10月 EU 閣僚理事会で採択され、3年間の経過期間を経て2004年10月以降に最初のヨーロッパ会社 (Societas Europaea, SE) が誕生することになった¹⁾。しかしこのヨーロッパ会社の創出に至るまでには、第二次世界大戦後のヨーロッパ統合の長い歴史がある。

1951年4月にフランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、イタリアの6カ国によりヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の設立に関するパリ条約が締結された。また1957年3月にヨーロッパ経済共同体 (EEC) とヨーロッパ原子力共同体 (Eurotom) の設立に関するローマ条約が締結され、1958年に両共同体は成立し、ヨーロッパの経済的統合が発展することとなった。そして1965年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体とヨーロッパ経済共同体とヨーロッパ原子力共同体は、3機関共同の閣僚理事会 (Ministerrat) と委員会 (Kommission) を持つことになり、緊密な連携関係を持

1) VERORDNUNG(EG) Nr.2157/2001 DER RATES vom 8. Oktober 2001 über das Statut der Europäischen Gesellschaft (SE).この規則および規則案については、次の文献を参照のこと。

濱口桂一郎訳「欧州会社法規則（抄訳）」「経営民主主義」No.19、2002年4月。

上田廣美訳「ヨーロッパ会社法に関する理事会規則の提案」と「従業員参加に関するヨーロッパ会社法を補完する理事会指令の提案」「亜細亜法学」（亜細亜大学）第36巻第1号、2001年7月。

上田廣美「ヨーロッパ会社法と従業員の経営参加に関する最新動向〔上〕」「国際商事法務」Vol. 29、No. 5、2001年。

ち、それ以降、これら3機関を総称してヨーロッパ共同体(EC)と呼ばれるようになった²⁾。

ところで域内企業が、共同市場において国内市場と同様に自由に営業活動を遂行するためには、加盟国の会社の基本構造、したがって加盟国の会社法の基本原則が同一でなければならぬ。会社の基本構造が各加盟国により異なっている場合には、企業が他の加盟国の企業と取引をおこなう場合、取引の安全性が脅かされる場合がある³⁾。そのためEC委員会は、1964年以降、加盟各国の会社法の調和化のためさまざまな指令(Richtlinie)を閣僚理事会に提案してきた。加盟国会社法の調和化は、加盟国会社法の統一を目的とはしておらず、近似化、等質化することにあり、各国会社法における社員と第三者の保護規定の最低基準を定めることを求めている。このような既存の会社法の調和化は、妥協を基礎にしてはじめて達成されるものである。しかし各国の会社法は、経済秩序と深く関わっており、これを調整することは技術的にもきわめて困難であり、各国の利害が対立し、容易に各国の同意は得られないのが実状であった⁴⁾。その典型は、株式会社の組織構造についてのEC会社法第5号指令である。1972年10月、第5号指令がEC委員会に提案されたが、そのさい各国会社法の調和化においてドイツ型の共同決定制度を導入するかどうかに関して激しい議論が展開され、また会社組織に関してはドイツ型の監査役会と取締役会の二層システム(二元制)をとるかアングロサクソン型のボード・システム(一元制)をとるかという問題がはじめから議論の焦点になった⁵⁾。

このように各国会社法の調和化は、調整作業に膨大な労力と政治的折衝を

-
- 2) 森本 滋「ヨーロッパ株式会社法序説」『民商法雑誌』第77巻第2号、1977年11月、199ページ以下。
 - 3) 森本 滋、前掲論文、202ページ。森本 滋『EC会社法の形成と展開』商事法務研究会、1984年、28ページ。
 - 4) 森本 滋、前掲書、32~52ページ参照。
 - 5) 第5号指令をめぐる議論については、平田光弘「EUおよび英国におけるコーポレート・ガバナンスの実践」島袋嘉昌編著『経営哲学の実践』森山書店、1994年、109~115ページ参照のこと。

必要とするため、国内法上の会社制度とは別個に独立した統一的会社形態としてヨーロッパ会社を創出すべきであるという主張が展開された。そしてこのような動きは、1970年のヨーロッパ会社に関するEC委員会の最初の提案から30年を経てようやく2001年、ヨーロッパ会社法の成立として結実した。ここではヨーロッパに統一的な会社形態を新たにつくるという動きを歴史的に跡づけ、特に従業員の経営参加がその議論の中でどのように扱われてきたかを検討することによって、ヨーロッパ型資本主義における社会的な(sozial)側面を明らかにしよう⁶⁾。

II 第1期（1959年～1982年）

ヨーロッパ会社という会社形態を形成しようという試みは、1958年のヨーロッパ経済共同体の成立以前にまで遡る。1949年、ヨーロッパ諸国の緊密な関係を維持、発展させ、その経済的・社会的発展を促進するための協議機関として、ヨーロッパ評議会(Europarat)が設立された。そしてすでに1949年にこのヨーロッパ評議会においてヨーロッパ会社に関する作業が開始され、その結果1952年に2つの提案がなされている。ただしこの提案は、公的サー

-
- 6) ヨーロッパ会社創出に向けての歴史と共同決定の問題については次の文献が詳しい。
 Mävers, Gunther : *Die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in der Europäischen Aktiengesellschaft*, Baden-Baden 2002.
 Figge, Jutta : *Mitbestimmung auf Unternehmensebene in Vorschlägen der Europäischen Gemeinschaften*, Baden-Baden 1992.
 ヨーロッパ会社法制定の歴史については、さらに次の文献も参照のこと。
 Pipkorn, Jörn : Zur Entwicklung des europäischen Gesellschafts- und Unternehmensrechts, *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht (ZHR)*, 137. Band, 1973, S. 35 ff.
 Kolvenbach, Walter : Die Europäische Gemeinschaft und die deutsche Mitbestimmung (II), *Der Betrieb*, Heft 39 vom 26. 9. 1986, S. 2023 ff.
 Merkt, Hanno : Europäische Aktiengesellschaft - Gesetzgebung als Selbstzweck?, *Betriebs-Berater (BB)*, 47 Jg., Heft 10, 1992, S. 652 ff.
 Blanquet, François : Das Statut der Europäischen Aktiengesellschaft (Societas Europaea "SE"), *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht (ZGR)*, 31. Jahrgang, Heft 1, Januar 2002, S. 20 ff.
 Heinze, Meinhard : Die Europäische Aktiengesellschaft, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht (ZGR)*, 31. Jahrgang, Heft 1, Januar 2002, S. 66 ff.

ビスや公的業務 (öffentliche Dienstleistungen oder öffentliche Arbeiten) の会社に限定されたものであった。そしてこの提案が拒否された後は、この委員会では新たなプロジェクトは遂行されなかった⁷⁾。

1. 1966年のサンダース草案

次にヨーロッパ会社法の理念が提案されたのは、1959年の第57回フランス公証人会議であり、チビエルジュ (Thibierge) がヨーロッパ型会社を提案している⁸⁾。また同じく1959年10月22日にサンダース (Sanders, P.) は、ロッテルダム経済大学での教授就任講演においてヨーロッパ株式会社の形成について理念を提示している⁹⁾。

サンダースは、各国会社法の統一が不可能であることを指摘した後、会社の本店移転の自由を実現し、国際的合併を可能にするためには、ヨーロッパ株式会社を創出することが不可欠であり、他方、ヨーロッパ株式会社の存在は、ヨーロッパ統合を促進する心理的効果を有し、また各国会社法調整にインパクトを与えると主張し、ヨーロッパ株式会社の創出のための手続きについて具体的な提案をおこなった¹⁰⁾。

これを受けて EC 委員会は、1964年にサンダースを委員長に専門家委員会を立ち上げ、独自にヨーロッパ会社制度を創出するための活動を開始した。そしてこの専門家委員会は1966年にヨーロッパ株式会社規則の草案 (Vorentwurf eines Statuts für Europäische Aktiengesellschaft) をとりまとめ

7) Figge, J.: *ebenda*, S. 175, Mävers, G.: *ebenda*, S. 87.

8) Lutter, Marcus: *Europäische Aktiengesellschaft - Rechtsfigur mit Zukunft?*, *Betriebs-Berater (BB)* 57. Jg., Heft 1, 2002, S. 1, Figge, J.: *ebenda*, S. 175, Merkt, H.: *a. a. O.*, S. 652, Mävers, G.: *ebenda*, S. 90.

9) このサンダースの講演は、次の文献に収録されている。

Sanders, Pieter: *Auf dem Weg zu einer europäischen Aktiengesellschaft?*, *Aussenwirtschaftsdienst des Betriebs-Beraters: Recht der internationalen Wirtschaft (AWD)*, 1960, S. 1 ff.

またサンダース構想については、次の文献を参照のこと。

Sanders, P.: *Die europäische Aktiengesellschaft - Probleme des Zugangs und der Mitbestimmung, Die Aktiengesellschaft*, Nr. 12, 1967.

10) Mävers, G.: *a. a. O.*, S. 88 f. 森本 滋、前掲論文、207ページ以下。

た¹¹⁾。この草案は、第4章において企業組織に関しては、ドイツやオランダの株式法にもとづいて取締役会と監督機関としての監査役会と株主総会を提案している。また共同決定に関しては第5章において、すでに共同決定がおこなわれている加盟国に対しては監査役会か、または各国の法律にすでに規定されている共同決定機関への参加を提案している¹²⁾。

2. 1970年の委員会提案

1966年のサンダース草案を受けてEC委員会は、これを基礎に1970年6月30日にヨーロッパ会社法に関する最初の提案をおこなっている¹³⁾。この法案は、EEC条約第235条にもとづいて理事会規則案（委員会草案）の形式をとって提案され、284カ条の条文からなる¹⁴⁾。ヨーロッパ会社の組織としては、株主総会（第83～96条）と業務執行をおこなう取締役会（第62～72条）および監督、統制機関である監査役会（第73～81条）の3つが規定されてい

-
- 11) Sanders, P. : *Europäische Aktiengesellschaft - Kollektion Studien Reihe Wettbewerb Nr. 6 vom Dezember 1966*の英語訳としてSanders, P. : *European Stock Corporation, text of draft statute with commentary*, Chicago, 1969がある。
- 12) また1966年のサンダース提案に関しては、Figge, J. : a. a. O., S. 177, Mävers, G. : a. a. O., S. 95 ff. 参照。特に共同決定のモデルに関しては、Mävers, G. : ebenda, S. 97 ff. が詳しい。
- 13) 1970年の委員会提案に関しては、Figge, J. : ebenda, S. 181, Mävers, G. : ebenda, S. 107 ff. 森本 滋、前掲書、67ページ、高橋紀夫「ヨーロッパ会社株式法（案）における労働者の経営参加」『現代企業法の理論と実務』（高窪利一先生還暦記念）経済法令研究会、1993年、178ページ参照。
この1970年の委員会提案の翻訳として次の文献がある。
早稲田大学フランス商法研究会「ヨーロッパ会社法案（翻訳）」『国際商事法務』第2巻、1974年、310～367ページ。
- 14) ヨーロッパ会社制度を設けるために必要な権限は、ローマ条約には具体的に規定されていない。従来、委員会は、ローマ条約を補充する国際協定によりヨーロッパ会社法を制定することを示唆していたが、1970年の委員会提案においてはEEC条約第235条を法的根拠としてヨーロッパ会社法を制定することを主張している。この第235条は、域内においてEECの目的を実現するために共同体の活動が必要であるにもかかわらず、これに必要な権限がローマ条約に規定されていない場合、閣僚理事会は、委員会の提案にもとづきヨーロッパ議会の意見を聴取した後、全員一致の決議により適当な法規定を施行することができる旨を規定している。森本 滋、前掲論文、219ページ以下参照。

る¹⁵⁾。

また経営参加に関しては第5章において規定されており、その内容はサンダースの草案とはかなり異なっている¹⁶⁾。この提案においては共同決定に関して3つの代替案が示されている。まず第1は、ヨーロッパ経営協議会が設置される場合である（第100条）。この場合には経営協議会は情報権と共同決定権（Mitentscheidungsrecht）を持つことになるが、この共同決定権は経済的事項には及ばず、社会的事項に限定されている（第123条）¹⁷⁾。第2は、監査役会へ従業員代表が参加する場合である。この場合には監査役会への参加はドイツの経営組織法1952（Betriebsverfassungsgesetz 1952）に倣い通常、監査役会の2/3を株主代表、1/3を労働側代表とすると定められている（第137条）¹⁸⁾。第3は、ヨーロッパ会社が労働組合と労働協約を結ぶというものである（第146条）¹⁹⁾。そしてまさにこれらの共同決定の規定のためにこの提案は、激しい批判にさらされることになる²⁰⁾。

ところですでに述べたようにEC委員会は、各国株式会社の内部構造の調和化のための努力も続けており、EC会社法第5号指令案を1972年10月にEC理事会に提出している²¹⁾。この指令案によれば、会社の機関として業務執行機関（取締役）と監督機関（監査役会）と株主総会を設けることが定められており（第2条）、加盟国における株式会社の管理機関として業務執行機関とその監督機関からなる二元制の採用が提案されている。また二元制を基礎に従業員500名以上の株式会社については監査役会に対する従業員の経

15) Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 109 ff.

16) Sanders, P. : *The European Company on its Way, Common Market Law Review*, Volume VIII, p.29, 35, Pipkorn, J. : *a. a. O.*, S. 50, Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 109 ff.

17) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 182, Mävers, G. : *ebenda*, S. 110 ff.

18) Mävers, G. : *ebenda*, S. 114 ff. 高橋紀夫、前掲論文、179ページ。

19) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 182, Mävers, G. : *ebenda*, S. 116 ff.

20) Figge, J. : *ebenda*, S. 183. この提案に関する各国の反響や議論に関しては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 117 ff.

21) この1972年の第5号指令案の翻訳については、次の文献を参照のこと。

山口幸五郎、加藤 徹、清原泰司、前嶋京子「EC会社法に関する第五指令案について（上）」『阪大法学』第110号、1979年3月。

當参加の導入が意図されている（第4条）。そしてこれらの点はこの指令案の骨子でもあり、また同時に激しい議論の的ともなった²²⁾。

EC委員会より第5号指令案を受け取った理事会は、これをヨーロッパ議会（Europäisches Parlament）および経済・社会評議会（Wirtschafts- und Sozialausschuss）²³⁾に付託したが、経済・社会評議会は委員会提案の二元制に強い疑問を表明し、一元制を否定する必要ないと主張した。また従業員の経営参加に関しては、加盟各国の政治的、歴史的、イデオロギー的背景の違いにより参加の形式や程度については厳しい見解の対立があり、評議会として意見表明をすることはできなかった²⁴⁾。加盟国の会社法を調和化しようというこの第5号指令は、新たなヨーロッパ会社を設立しようという試みよりはさらに困難をともなう作業である²⁵⁾。

ところでこの第5号指令案をはじめEC委員会が理事会に提出した会社法調整のための各種の指令案を考慮し、また1970年のヨーロッパ会社法草案に對してヨーロッパ議会および経済・社会評議会が表明した意見を斟酌して、ヨーロッパ会社法の第2次提案が1975年に提出されている²⁶⁾。この点について次にみることにしよう。

3. 1975年の委員会第2次修正提案

上述のように1975年5月13日にEC委員会はヨーロッパ会社法に関する修

22) この1972年の第5号指令案については、以下の文献を参照のこと。

森本 滋、前掲書、161ページ以下。

加藤恭彦編著『多国籍企業経営とEC会社法指令』同文館、1988年、195ページ以下。

23) 経済・社会評議会は、理事会および委員会に助言をおこなう任務を有する機関である。経済・社会評議会に関しては、Beutler, Bengt / Roland Bieber / Jörn Pipkorn / Jochen Streil : *Die Europäische Gemeinschaft-Rechtsordnung und Politik-*, Baden-Baden 1987, S. 141 ff. 正井章「ヨーロッパ株式会社における労働者参加」『姫路法学』(姫路獨協大学) 第8号、36ページ、森本 滋、前掲書、17~18ページ参照。

24) 森本 滋、前掲書、164ページ以下。

25) そのため1983年の修正案の提案以来、進展がみられない。濱口桂一郎「欧州会社法の誕生—労働者関与指令を中心に—」『世界の労働』第52巻第1号、2002年1月、51ページ参照。

26) 森本 滋、前掲書、68ページ。

正提案を理事会に提案した²⁷⁾。この第2次修正提案もEEC条約第235条にもとづく理事会規則案の形式をとって提案され、284カ条の条文からなる²⁸⁾。この修正提案においてはヨーロッパ会社の組織に関しては1970年の提案が踏襲されており、株主総会と二元制にもとづく取締役会、監査役会が規定されている²⁹⁾。ただし株式法関係の多くの規定について技術的、内容的な変更、改正、補足がおこなわれている³⁰⁾。

またヨーロッパ会社法の経営や監査役会への従業員の参加については新たな規定が設けられた（第100～136条）。そのさいドイツの1972年の経営組織法が、経営体制の規定にかなりの影響を及ぼしている³¹⁾。ヨーロッパ経営協議会に関しては、ヨーロッパ議会の提案に対応して規定がより詳細になった（第100～136条）³²⁾。たとえば異なる加盟国において少なくとも2つの事業所を有し、その各事業所において少なくとも50人以上の従業員を雇用する全てのヨーロッパ会社では、ヨーロッパ経営協議会を設置しなければならないと規定されている（第100条）。また労働協約の制度に関してはヨーロッパ議

27) この1975年の第2次修正提案の翻訳として次の文献がある。

1975年・ヨーロッパ共同体委員会編、法務大臣官房司法法制調査部訳『ヨーロッパ会社法案』商事法務研究会、1980年。

またこの1975年の第2次修正提案については、次の文献を参照のこと。

Pipkorn, J. : Das Statut für Europäische Aktiengesellschaften nach dem geänderten Vorschlag der Kommission, *Die Aktiengesellschaft*, Nr. 12, 1975, S. 318 ff.

Würdinger, Hans : Bericht über das geänderte Statut für Europäische Aktiengesellschaften, *Der Betrieb*, Heft 28 von 11. 7. 1975, S. 1301 ff. ハンス・ヴェルディンガー、河本一郎訳「ヨーロッパ株式会社法案の改正について（1）」『国際商事法務』Vol.3、609～615ページ、1975年。

Würdinger, H. : Das Konzernrecht des Statuts für Europäische Aktiengesellschaften, *Der Betrieb*, Heft 37 von 12. 9. 1975, S. 1733 ff. ハンス・ヴェルディンガー、河本一郎訳「ヨーロッパ株式会社法案の改正について（2）」『国際商事法務』Vol.4、7～13ページ、1976年。

Mävers, G. : a. a. O., S. 132 ff.

28) 高橋紀夫、前掲論文、180ページ。

29) Mävers, G. : a. a. O., S. 134 f.

30) Mävers, G. : ebenda, S. 132 ff.

31) Würdinger, H. : Bericht über das geänderte Statut für Europäische Aktiengesellschaften, S. 1301、前掲訳、19ページ。

32) Mävers, G. : a. a. O., S. 135.

会の要請に応じて、ヨーロッパ会社の各事業所が獲得した有利な労働条件が既に存在する場合には、これを確保するための条項が新設された（第147条2項）³³⁾。

さらに従業員の監査役会への参加（第137～145条）については、この第2次修正提案においてはヨーロッパ議会での意見が採用され、1/3ずつの平等モデル（Drittelparität）が提案されている。すなわち1/3は出資者代表、また他の1/3は従業員代表、残り1/3は出資者側と従業員側より共同で指名される中立の第三者より構成するというモデルである³⁴⁾。このことは、第2次修正提案の前文において明確に提示されている。それによると会社の業務執行および取締役の選任に関して重要な意思決定がなされる場合には、資本側、労働側の双方の利害が考慮される必要があり、従業員は、ヨーロッパ会社の監査役会において株主と同様に代表されなければならない。さらにヨーロッパ会社において直接、影響を受ける株主と従業員の利害の他により大きな利害が代表されるためには、監査役会は全般の利害を代表し、かつ株主と従業員から独立した者を同様に構成員として含めることが必要である³⁵⁾。

しかしこの第2次修正提案も、加盟国において激しい反対にあった。それはこのモデルが純粹に理論的なモデルであり、どの加盟国もこの形では実現できないであろうという批判である。特に70年の提案と同様に共同決定についての規定に異論が集中した³⁶⁾。ことに1973年1月にECの第1次拡大がおこなわれイギリス、アイルランド、デンマークの3カ国が新たに加盟した結果、共同決定に関する見解の相違が一層大きくなつた。なかでもイギリスは

33) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 189. 高橋紀夫、前掲論文、181ページ以下。

34) 監査役会における共同決定については、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 138 ff. 参照。また資本側、労働側、中立の各監査役の選出方法に関しては、同じくMävers, G. : *ebenda*, S. 134 f., Würdinger, H. : *Bericht über das geänderte Statut für Europäische Aktiengesellschaften*, S. 1304、前掲訳、24ページ以下参照。

35) 1975年・ヨーロッパ共同体委員会編、法務大臣官房司法法制調査部訳、前掲訳書、19ページ、高橋紀夫、前掲論文、181ページ。

36) Merkt, H. : *a. a. O.*, S. 652, Lutter, M. : *a. a. O.*, S. 1, Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 141 ff.

その導入に強く反対した³⁷⁾。このことは、1/3ずつの平等モデルがドイツ以外の加盟国にとってはかなり現実とはかけ離れたモデルであったことを意味している³⁸⁾。このイギリスの反対に加えて、その後、各国株式法の調和化、とりわけ第5号指令についての提案が優先され、ヨーロッパ会社はそれと無関係に形成されえないという理由によりヨーロッパ会社法に関する審議は、1982年に停止してしまった³⁹⁾。

III 第2期（1985年～1995年）

1. 1988年のメモランダム

第2期は、1985年6月にミラノで開催された加盟国首脳会議にEC委員会より提出され、承認を受けた「域内市場統合白書」を出発点としている。1992年末までに市場統合をおこなうというこの白書の附則には、域内市場の創設に重要な役割を果たす措置が挙げられており、その中にヨーロッパ会社法の創設も含まれている⁴⁰⁾。その後、1987年6月に理事会がヨーロッパ会社法制定への迅速な行動を要請した⁴¹⁾。それを受けたEC委員会は、委員長のドロール（Delors, J.）のイニシアティブのもとに1988年6月8日にヨーロッパ会社法に関するメモランダム（Memorandum zum SE-Statut）を採択し、7月15日にそれをヨーロッパ議会、理事会および社会的パートナー（経営者・労働者の両団体）に提示した。それにより1982年以来、行き詰った審議を開拓しようとした⁴²⁾。そのさいヨーロッパ会社法の制定に伴う困難な問題、ことに経営参加の問題については序文で言及されており、社会的な対話（Dialog）によって一般的に受け入れられるモデルを展開すべきである

37) 高橋紀夫、前掲論文、182ページ以下。

38) Figge, J.: *a. a. O.*, S. 190.

39) Figge, J.: *ebenda*, S. 192, Mävers, G.: *a. a. O.*, S. 184 f.

40) Lutter, M.: *a. a. O.*, S. 2, Mävers, G.: *ebenda*, S. 186 f. 高橋紀夫、前掲論文、183ページ、正井章作、前掲論文、8ページ、石黒 徹「EC会社法の現状とヨーロッパ株式会社法案（1）」『商事法務』No. 1195、1989年10月、45ページ。

41) Mävers, G.: *ebenda*, S. 188.

42) 1988年のメモランダムに関しては、Mävers, G.: *ebenda*, S. 190 ff., Figge, J.: *a. a. O.*, S. 193. 高橋紀夫、前掲論文、183ページ、正井章作、前掲論文、9ページ参照。

と指摘している⁴³⁾。

このメモランダムにおいてはヨーロッパ会社の組織に関しては、1970年と1975年の提案と同様に取締役会と監査役会からなる二元制のドイツモデルを提案している⁴⁴⁾。また共同決定に関してメモランダムは、3つのモデルを提案している。まず第1は、いわゆるドイツモデルであり、監査役会の構成員の一部は、従業員より選任されるというモデルである。そのさい従業員代表のポストの割合は、少なくとも1/3、多くても1/2を占めることができる。第2は、従業員のみによって構成される従業員代表機関 (Personalvertretungsorgan) を設置するというモデルである。これは、会社の機関からは全く分離した機関である。そして第3のモデルは、団体交渉 (労働協約) によって協定された共同決定システムである。そのさいこの協定は、会社内部で締結されなければならない。以上3つの選択肢を提示し、そのうちの1つを会社が選択できることとし、他方で加盟国は、その選択を制限することができると規定している。さらに会社の従業員が反対するときは、共同決定を導入しないことも決定できる⁴⁵⁾。

そしてこのメモランダムに対して経済・社会評議会とヨーロッパ議会は、それぞれ見解を表明した⁴⁶⁾。まず経済・社会評議会は、1988年11月9日の見解においてヨーロッパ会社法が企業の国境を越えた協力を改善し、EC内の経済上の統合を促進させると述べ、また共同決定の規定についても基本的に賛成である旨を表明している⁴⁷⁾。またヨーロッパ議会も、1989年3月16日にメモランダムに対して見解を表明している。経営参加に関しては、共同決定のないヨーロッパ会社は考えられない述べ、1/3ずつの平等モデルが理想的ではあるが、ヨーロッパ経営協議会のような従業員代表の機関もヨーロッパ会社法の中に含めることを提案している。またメモランダムにおける

43) Figge, J. : *ebenda*, S. 194.

44) Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 192 f.

45) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 195 f. 高橋紀夫、前掲論文、184ページ。

46) Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 195 ff.

47) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 201, Mävers, G. : *ebenda*, S. 195 ff. 正井章策、前掲論文、9ページ以下。

る共同決定の3つのモデルについては意義を認めるが、各モデルの間で質的違いが生じないことを求めている⁴⁸⁾。

2. 1989年の委員会第3次修正提案

このようなメモランダムの提案を受けて閣僚理事会は、委員会に1988年11月までに新たなヨーロッパ会社法草案を提案するよう要請した⁴⁹⁾。そして1989年8月25日に第3次修正提案がなされた⁵⁰⁾。この草案は、メモランダムとそれについて出された意見書にもとづいて作成されたものである。この第3次提案は、会社法本体部分にあたる規則案(Verordnung)と従業員の経営参加に関する指令案(Richtlinie)の二つの部分に分かれている。すなわちヨーロッパ会社の設立および活動に必要な規定は、EEC条約第100条aにもとづく規則にまとめられている⁵¹⁾。また従業員の地位に関する規制は、EC条約第54条にもとづく補充的な指令に規定されている⁵²⁾。そのさいこの

48) Figge, J.: *ebenda*, S. 202 f., Mävers, G.: *ebenda*, S. 197 ff. 正井章筰、前掲論文、10ページ。

49) Figge, J.: *ebenda*, S. 201.

50) この1989年の第3次修正提案については、次の文献を参照のこと。

Lutter, M.: Genügen die vorgeschlagenen Regelungen für eine "Europäische Aktiengesellschaft"? *Die Aktiengesellschaft*, Nr. 10, 1990. S. 413 ff.

Merkt, H.: *a. a. O.*, S. 652 f.

Mävers, G.: *a. a. O.*, S. 207 ff.

正井章筰、前掲論文、13ページ以下。

51) この規則案が、EEC条約第100条aにもとづいている点とそれに対する批判については、Mävers, G.: *ebenda*, S. 210 f., Figge, J.: *a. a. O.*, S. 206, 219 ff., Lutter, M.: *ebenda*, S. 415., Merkt, H.: *ebenda*, S. 658. 参照。

EEC条約第235条は、すでに述べたように全員一致による決定を必要としており、イギリスの対応に直面し、1989年の提案においては委員会の特定多数決(qualifizierte Mehrheit)を可能にしているEEC条約第100条aに依拠している。ウヴェ=ブラウロック、大西泰博訳「ヨーロッパにおける統一会社法への道」『比較法学』(早稲田大学比較法研究所) 第25巻第1号、1992年、138ページ。

EEC条約第100条aに関しては、クリスチャン・キルヒナー、海老原明夫訳「ヨーロッパ域内市場の法的・経済的諸問題」『国家学会雑誌』第103巻第3・4号、1990年、83ページ以下も参照。

52) Figge, J.: *ebenda*, S. 204 ff. 207, Mävers, G.: *ebenda*, S. 211. 正井章筰、前掲論文、14ページ。

なお労働者参加指令案の翻訳については正井章筰、前掲論文、23~34ページ参照。

経営参加の指令は、ヨーロッパ会社法本体の規則と不可分に結びついている点が強調されている⁵³⁾。

この第3次提案によるとヨーロッパ会社の機関としては、ドイツ株式法での取締役会に相当する経営機関 (Leitungsorgan) と監査役会に相当する監督機関 (Aufsichtsorgan) からなる二元制か、または管理機関 (Verwaltungsorgan) のみの一元制のどちらかを選択できることになっている(第61条)⁵⁴⁾。二元制のもとでは経営機関のメンバーは、監督機関により選任され、二つの機関の兼任はできないことになっている(第62条)。監督機関への従業員の参加を認める共同決定モデルの場合は別であるが、原則として監督機関のメンバーは、株主総会で選任される(第63条)。また経営機関は、3カ月に1回、経営および業務の経過、さらに重要事項に関して監督機関に報告しなければならない(第64条)。さらに同意を要する事項に関しては、事前に監督機関の同意を得ることが必要である(第72条)⁵⁵⁾。また一元制に関しては、第66条と第67条に規定されている⁵⁶⁾。

従業員の経営参加に関しては指令において3つのモデルが提案されている⁵⁷⁾。まず第1は、ドイツモデルあるいはオランダモデルであり、二元制における監督機関または一元制における管理機関へ従業員代表が参加するモデルである。そのさい従業員代表の割合は、少なくとも1/3、多くても1/2を占めることができる(第4条)⁵⁸⁾。第2は、いわゆるフランスモデルであり、従業員代表からなる独立機関を創設し、この会社の組織から分離された機関

53) Figge, J. : *ebenda*, S. 210, Mävers, G. : *ebenda*, S. 211. 高橋紀夫、前掲論文、184ページ。

54) Figge, J. : *ebenda*, S. 207, Mävers, G. : *ebenda*, S. 212. 正井章策、前掲論文、15ページ。

55) Figge, J. : *ebenda*, S. 208, Mävers, G. : *ebenda*, S. 213. 正井章策、前掲論文、15ページ以下。

56) Mävers, G. : *ebenda*, S. 213.

57) 1989年の第3次修正案における共同決定に関しては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 213 ff. が詳しい。

58) Figge, J. : *a. a. O.*, S. 210 f., Mävers, G. : *ebenda*, S. 216 f., 219 ff., 正井章策、前掲論文、26ページ以下。

において従業員の利害が代表されるモデルである（第5条）。この場合には、この機関は情報入手権と協議権を持つ。すなわち経営機関または管理機関から情報を入手できる権利と同意を要する業務についての決議がなされる前に報告を受け、かつ協議できる権利を持つことになる⁵⁹⁾。第3は、スカンジナビアモデルともいえる二元制における経営機関または一元制における管理機関と従業員代表との間の協定（労働協約）によって定められるモデルである⁶⁰⁾。

この1989年の第3次修正提案に対して経済・社会評議会は、1990年3月28日に意見書を採択している⁶¹⁾。経営参加に関しては、単一の経営参加制度を定めることは現実的でないので、さまざまな経営参加モデルをヨーロッパ会社法に取り入れることには理解を示している。しかし委員会の提案する3つのモデルには等価性が欠ける点を指摘している。従業員の代表がヨーロッパ会社の重要な意思決定機関である監督機関（二元制の場合）や管理機関（一元制の場合）に参加する第1のモデルが最も参加の程度が高いことは、明らかである⁶²⁾。さらにヨーロッパ議会も1991年1月24日に見解を表明し、100を越える修正提案をおこなっている⁶³⁾。

3. 1991年の委員会第4次修正提案と経営参加に関する指令変更提案

EC委員会は、圧倒的多数で採択された経済・社会評議会の意見書および1991年1月24日に採択されたヨーロッパ議会の修正提案に依拠して1991年4月6日にヨーロッパ会社における従業員の経営参加に関する指令変更提案⁶⁴⁾

59) Figge, J. : *ebenda*, S. 213, Mävers, G. : *ebenda*, S. 217 f., 221 f. 正井章策、前掲論文、27ページ以下。

60) Mävers, G. : *ebenda*, S. 218 f., 222.

61) 1989年の委員会第3次修正提案に対する経済・社会評議会の意見については、Mävers, G. : *ebenda*, S. 224 ff. 正井章策、前掲論文、36ページ以下参照。

62) これら3つのモデルの等価性の問題については、Figge, J. : *a. a. O.*, S. 230 ff. 参照。また1989年の提案における共同決定についての批判については、Nagel, Bernhard : *Erosion der Mitbestimmung und EG-Kommissionsentwürfe zur Europa-AG, Arbeit und Recht*, 1990, S. 205 ff. 正井章策、前掲論文、50ページ以下参照。

63) ヨーロッパ議会の意見書については、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 227 ff. 参照。

64) 1991年の労働者参加指令変更提案の翻訳については高橋紀夫、前掲論文、187ページ以下参照。

を理事会に提出し、また5月16日に委員会第4次修正提案を理事会に提出した⁶⁵⁾。ヨーロッパ会社の組織については、基本的に1989年の委員会提案が受け継がれている⁶⁶⁾。

従業員の経営参加に関する指令変更提案においては、まずいずれかの経営参加のモデルが選択されない限り、いかなるヨーロッパ会社も株主総会において設立することはできないことが保証された（第3条）⁶⁷⁾。そして共同決定に関しては、この変更提案においても89年の提案と同様に加盟国と企業に選択の余地を認める3つの経営参加モデルが提示されている⁶⁸⁾。すなわち第1のモデルはいわゆるドイツモデルあるいはオランダモデルであり、二元制における監督機関への参加と一元制における管理機関への参加を規定しているモデルである（第4条）⁶⁹⁾。また第2のモデルはいわゆるフランスモデルあるいはベルギーモデルであり、一種の情報参加を実現しようとする会社の機関から分離、独立した従業員機関への参加を規定しているモデルである（第5条）⁷⁰⁾。そして第3のモデルは、いわゆるスカンジナビアモデルあるいはイギリスモデルといえる労働協約による参加を規定しているモデルである（第6条）⁷¹⁾。しかし1989年の第3次修正提案と同じくこれら3つのモデルの間に同質性ないし等価性が存在するかどうかに関しては大きな疑問が残る⁷²⁾。

この1991年の提案もヨーロッパ会社に関する会社法の問題ではなく、むしろ共同決定モデルに関してコンセンサスがえられなかつた⁷³⁾。まずイギリス

65) 1991年の第4次修正提案については、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 252 ff., Merkt, H. : *a. a. O.*, S. 655 ff. 参照。

66) Mävers, G. : *ebenda*, S. 253.

67) Mävers, G. : *ebenda*, S. 255. 高橋紀夫、前掲論文、189ページ。

68) 従業員の共同決定に関しては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 254 ff. が詳しい。またMerkt, H. : *a. a. O.*, S. 658. も参照。

69) Mävers, G. : *ebenda*, S. 256 f.

70) Mävers, G. : *ebenda*, S. 258.

71) Merkt, H. : *a. a. O.*, S. 658 f., Mävers, G. : *ebenda*, S. 258.

72) Merkt, H. : *ebenda*, S. 659. 高橋紀夫、前掲論文、201ページ。

73) 各方面からの批判については、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 273 ff. 参照。

が、この共同決定モデルを拒否したし、またドイツの労働組合は3つのモデルに等価性がないと批判した⁷⁴⁾。

4. ヨーロッパ社会政策に関する白書

その後、1994年9月にヨーロッパ経営協議会指令⁷⁵⁾が成立したことで、事態が再び動き出し、1995年11月24日にヨーロッパ社会政策に関する白書、「労働者の情報入手と協議に関するEU委員会のコミュニケーション」(Mitteilung der Kommission über die Information von Arbeitnehmern)が出された⁷⁶⁾。そこでは委員会は、共同決定を会社法上の組織構造から分離し、ヨーロッパ経営協議会指令を手本に情報入手権と協議権に限定しようとしている。しかしこの提案は、ドイツ側より全く不十分であると拒否され、ヨーロッパ会社法に関する議論は、再び行き詰まることになる⁷⁷⁾。

IV 第3期（1996年～2001年）

1. 1997年のダヴィニオン報告書

第3期は、1996年に元EC委員会副委員長ダヴィニオン(Davignon, E.)を座長とする「従業員参加に関する専門家グループ」が設置され、議論が再開されたことを契機としている⁷⁸⁾。この専門家グループは、膠着状態にある共同決定についての議論を全体的に解決するという任務を持っており、1997年5月に最終報告書、いわゆるダヴィニオン報告書を提出している⁷⁹⁾。

74) Markt, H. : *a. a. O.*, S. 659., Lutter, M. : Europäische Aktiengesellschaft - Rechtsfigur mit Zukunft?, S. 2.

75) ヨーロッパ経営協議会指令については、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 262 ff. 参照。

76) このコミュニケーションについては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 294 ff., Blanpain, Roger : *European Labour Law*, Seventh revised edition, London, Boston, 2000, p. 449. ロジェ・ブランパン、小宮文人・濱口桂一郎監訳『ヨーロッパ労働法』信山社、2003年、599ページ参照（翻訳は第8版の訳である）。

77) Lutter, M. : *a. a. O.*, S. 2.

78) Lutter, M. : *ebenda*, S. 2.

79) ダヴィニオン報告書については、Heinze, M. : Die Europäische Aktiengesellschaft, S. 70 ff., Heinze, M. : Ein neuer Lösungsweg für die Europäische Aktiengesellschaft, AG 7/1997, S. 289 ff., Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 294 ff. 参照。

この報告書では、まずヨーロッパ会社の設立に関して3つの方法を提案している。第1は、持株会社によるヨーロッパ会社設立であり、第2は合併によるヨーロッパ会社の設立であり、第3は共同の子会社によるヨーロッパ会社の設立である。既存の国内会社の転換による設立は、排除されている。これは共同決定などの国内制度を免れるためにヨーロッパ会社が利用されることを避けるためである⁸⁰⁾。

また経営レベルでの経営参加に関しては、従業員の包括的な情報権と協議権を確立することを提案している。このことは、ドイツ以外の加盟国にとっては従業員の利害を代表する点においてかなりの進歩である⁸¹⁾。さらにこの報告書は、つねに議論の的となってきた企業レベルでの経営参加に関しても、今までの代替案を示す方向では何らの解決にもならないと明確に批判している⁸²⁾。そしてこのデッドロックを解決するためにヨーロッパ経営協議会に関する指令の成果、すなわち「交渉による解決」(Verhandlungslösung)という考え方を導入した⁸³⁾。これは経営参加の方法や種類、範囲などをまず社会的パートナーである労使の交渉（協定）により解決し、もし交渉が失敗に終わった場合には、法的な標準ルールを適用するというものである⁸⁴⁾。そしてこの考え方は、その後の経営参加の方向性を指示した。すなわち従業員の経営参加のあり方は労使交渉で決定し、交渉不調の時には標準ルールが適用されるという考え方が、2001年に成立したヨーロッパ会社における従業員の経営参加の規定の基本構造となっている⁸⁵⁾。

2. 2000年のニースサミットにおける政治的合意

ダヴィニオン報告書が提示されたことにより、ヨーロッパ会社をめぐる動

- 80) Heinze, M. : Die Europäische Aktiengesellschaft, S. 71, Mävers, G. : ebenda, S. 299 f.
- 81) Heinze, M. : ebenda, S. 72.
- 82) Heinze, M. : ebenda, S. 72.
- 83) Mävers, G. : a. a. O., S. 301 f.
- 84) Mävers, G. : ebenda, S. 304 ff., Lutter, M. : a. a. O., S. 3 f.
- 85) 濱口桂一郎、前掲論文、41ページ。

きに新たな弾みがつき、各国から一連の妥協案が提示された。まず1997年7月18日にルクセンブルクから経営参加に関する指令の妥協案が出された⁸⁶⁾。また1998年4月1日にはイギリスからも提案がおこなわれ⁸⁷⁾、さらにオーストリア、ドイツからも妥協案が出された⁸⁸⁾。しかしへインの姿勢の前に成程のないまま頓挫することになる⁸⁹⁾。

その後1999年5月25日には社会閣僚理事会 (Sozialministerrat) において精力的にとりまとめの努力がおこなわれたが、監査役会などへの機関参加の境界値に関してスペインが強硬に反対したため再び失敗に終わることになった⁹⁰⁾。合併によりヨーロッパ会社が設立される場合、25%の従業員が従前より共同決定の恩恵を受けている場合には、ヨーロッパ会社においても今までの共同決定が適用されるという提案に対し、スペインは境界値として50%を主張して譲らなかった⁹¹⁾。

2000年後半の議長国となったフランスは、ヨーロッパ会社法と従業員の経営参加に関する指令案に決着をつけることを重要目標として掲げて取り組んだ。そして2000年12月10日、ニースサミットにおける政治的合意（ニース合意）によりようやく決着がつけられることになった。懸案であった従業員の経営参加に関しては、加盟国に存在するさまざまなタイプの雇用関係を考慮に入れて、合併によりヨーロッパ会社が設立される場合、従業員参加に関する標準ルール（参照規定）を国内法に転換するか否かは加盟国の選択に委ねることで合意が形成された⁹²⁾。

そして2001年9月8日のヨーロッパ議会においてヨーロッパ会社法の規則

86) ルクセンブルクの妥協案に関しては、Mävers, G. : *a. a. O.*, S. 313 ff., Lutter, M. : *a. a. O.*, S. 2, Heinze, M. : *a. a. O.*, S. 73 ff. 参照。

87) イギリスの妥協案に関しては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 320 ff., Lutter, M. : *ebenda*, S. 2, Heinze, M. : *Die Europäische Aktiengesellschaft*, S. 73 ff. 参照。

88) オーストリア、ドイツの妥協案に関しては、Mävers, G. : *ebenda*, S. 344 ff., 357 ff. 参照。

89) Lutter, M. : *a. a. O.*, S. 2, Heinze, M. : *a. a. O.*, S. 76.

90) Heinze, M. : *ebenda*, S. 76.

91) Heinze, M. : *ebenda*, S. 76.

92) Heinze, M. : *ebenda*, S. 77.

案と経営参加に関する指令案がともに採択され、10月8日、閣僚理事会において両法案は原案どおり採択された。そして2001年11月10日にEUの官報に公表された。上述のように合併による設立の場合には国内法で経営参加を除外することが可能となつたため、出発点での議論とはかなりかけ離れたものとはなつたが、1959年10月にサンダースがロッテルダムで講演をおこなつてから実に40年以上の歳月を経てヨーロッパ会社法の規則案と従業員の経営参加に関する指令案がようやく成立したことになる。

(筆者は関西学院大学商学部教授)